



# 埼玉県報

第 451 号  
令和 5 年(2023 年)  
9 月 26 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 七郷北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 嵐山中部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 嵐山南部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 鴻巣行田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 一般国道 254 号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道中瀬牧西線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道佐野行田線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道佐野行田線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会臨時会の招集（教委・総務課）

### 正誤

- 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第 7 号中訂正（飯能県土整備事務所）
- 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第 23 号中訂正（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県告示 1017 号目次中訂正（商業・サービス産業支援課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年九月二十一日認可した。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

七郷北部土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県比企郡嵐山町

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年九月二十一日認可した。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

嵐山中部土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県比企郡嵐山町

# 告 示

## 埼玉県告示第千五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年九月二十一日認可した。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

嵐山南部土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県比企郡嵐山町

# 告 示

## 埼玉県告示第千五百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年九月二十一日認可した。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

鴻巣行田土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県鴻巣市

## 告 示

### 埼玉県告示第五十二号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

#### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量三点）

#### 三 作業地域

狭山市堀兼地内外

#### 四 作業期間

令和五年九月二十一日から令和六年一月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百三十三号

令和五年埼玉県告示第三百一号で公示した基本測量は、令和五年七月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠



<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市大井字西原一〇八〇番二 地先から同市苗間字街道西三四番六 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年九月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十一年十二月二十一日付 け埼玉県告示第千六百八号で 告示した道路予定区域の供用 開始である。延長二六〇・四 メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 ふじみ野市大井字西原一〇八〇番二地先から

同市苗間字街道西三四番六地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年九月二十七日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類 県道

二 路線名 中瀬牧西線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	本庄市小和瀬字行人塚一番一地先 から同市小和瀬字行人塚三二番地	区 間
一四・一七 S 一二・七〇	一四・一七 S 八・九九	敷地の幅員 (メートル)
	一八五・〇〇	延長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

路線名	藤岡本庄線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字藤木戸字寺西二番一 地先から同郡同町大字長浜字藤木戸前 一〇六六番一地先まで
供用開始の期日	令和五年九月二十六日
備考	平成二十八年三月十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第三号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長六五・七六メ ートル

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
羽生市大字上新郷字別所七〇九四 番三地从先から 同市大字上新郷字別所七一五〇番 一地先まで			区 間
五・〇〇	八・〇〇〇～一四・七八		敷地の幅員 (メートル)
二七八・二六	二五三・一六		延 長 (メートル)
			備 考



## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	県道佐野行田線
供用開始の区間	羽生市大字上新郷字別所七〇九四番三 地先から 同市大字上新郷字別所七一五〇番一 地 先まで
供用開始の期日	令和五年九月二十八日
備考	令和五年九月二十六日付け埼玉県行田県土整備事 務所長告示第三十三号で告示した道路予定区域の 供用開始である。

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年九月二十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年九月二 十六日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺千七十七 番二	指定に係る道路の位置
七十三・八七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和五年九月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年九月二十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 正 誤

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号（令和五年九月十五日第四百四十八号）  
中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

入間市大字小谷田三丁目一〇七番二地先から同市扇町屋五丁目三九四番三地先ま  
で

正

入間市小谷田三丁目一〇七番二地先から同市扇町屋五丁目三九四番三地先まで

## 正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号（令和五年九月十二日第四百四十七号）中訂正

ページ 表中

二 区間（新）

誤

幸手市大字下吉羽字坊合一五三七番六地先から同市大字下吉羽字坊合一五三九番一  
地先まで

正

幸手市大字下吉羽字坊合一五一三番地先から同市大字下吉羽字坊合一五三九番一  
先まで

# 正 誤

埼玉県告示第千十七号（令和五年九月十五日第四百四十八号）目次中訂正

誤

大規模小売店舗の新設に関する公示を廃止する告示

正

埼玉県告示第 689 号の取消し